

## 資料

助教授 瀨本 正太郎

### 北キプロス・トルコ共和国

朝日新聞 2004 年 2 月 14 日夕刊東京版 3 面

【ニューヨーク＝五十嵐浩司】ギリシャ系、トルコ系の住民間で約 30 年間分断が続くキプロスの再統合問題で 13 日、双方がアナン国連事務総長が提案していた連邦制国家の形成を軸とする解決策の受け入れに合意した。ギリシャ系のキプロス共和国は 5 月 1 日、欧州連合（EU）に加盟する段取りとなっており、加盟前に再統合が実現する可能性が出てきた。

アナン氏が EU 加盟により分断の固定化が進むのを懸念して双方に協議を呼びかけ、国連本部で、同共和国からパパドプロス大統領、トルコだけが承認する北キプロス・トルコ共和国からはデンクタシュ大統領が参加して、話し合いが続いていた。

合意によると、両者は 19 日からキプロスで国連の仲介の下、アナン案では 4 月 21 日とされている住民投票の原案の協議に入り、3 月 22 日までに仕上げる。まとまらなかった場合は「後見役」のギリシャ、トルコを加えて 1 週間再協議。ここでも原案に合意できなければ、3 月 29 日を期限にアナン氏が最終案を決定する。

合意を発表したアナン氏は「（国連が平和維持軍を派遣した 64 年以来）40 年を経て、やっと政治的な解決が手の届くところに来た」と評価した。一方、少数派であるトルコ系代表のデンクタシュ氏は「まだ、再統合手続きの戸口に立ったに過ぎない」と、慎重な評価を示した。

アナン案は、連邦制の国家づくりのほかに、双方の複数の代表で構成する「大統領評議会」が政権を担当、大統領に当たる「議長」は輪番制にするという内容。昨年 3 月の協議では、トルコ系が受け入れを拒否したが、自らの EU 加盟を進めたいトルコが説得を続け、今回は受け入れに転じた。10 日に始まった協議では当初、双方の溝が埋まらなかったが、旧宗主国・英国のストロー外相とパウエル米務長官が双方に電話を入れ、妥協にこぎ着けた。

#### キーワード

<キプロスの南北分断> 60 年の英国からの独立後、ギリシャ系とトルコ系の住民が対立して武力衝突が続き、74 年、ギリシャ軍事政権が介入。トルコ政府は派兵して北部を占領し、南北に分裂した。境界線に国連平和維持部隊が駐留する。EU は南のキプロス共和国の加盟を認めた。南北キプロスの総人口は約 100 万人。

## 太政官布告

492号 1870.7.28.

港内及内海八勿論二候得共外海ノ儀八距離三里以内両国交戦二及候儀八不相成尤軍艦商船  
共通行八是迄通り差許候事

546号 1870.8.29.

港内及内海八勿論二候得共外海ノ儀八凡三里（陸地ヨリ砲丸ノ達スル距離）以内両国交戦  
二及候儀八不相成尤モ軍艦商船共通行八是迄通り差許候事

## 奄美沖「不審船」への威嚇射撃

参議院外交防衛委員会 2002年3月19日 <http://kokkai.ndl.go.jp/>

○山口那津男君 ……さて、排他的経済水域、いわゆるEEZと言われる水域で、今回の不審船事案では、漁業法違反の疑いがあるということで立入検査をしようとし、それを拒否したので犯罪が成立し、これを追跡したと、こういう経過があったと思います。

一見すると漁船の形をしているということで漁業法違反を問うたんだろうと思いますが、疑いが持ったんだろうと思いますが、仮に一見、明白に漁業法違反の疑いがないとした場合に、そのほかに別途、麻薬密輸の疑いがあるとか、あるいは工作員の密入出国の疑いがあるとか、こういう疑いがあった場合にこれを取り締まることができるのかどうか、現行法で取り締まることができるのかどうか、この点について、海上保安庁、どう考えますか。

○政府参考人（須之内康幸君（海上保安庁次長）） お答えいたします。

排他的経済水域におきまして、沿岸国が有します主権的権利及び管轄権につきましては、国連海洋法条約の第五十六条の一によりまして、天然資源の探査、開発、保存及び管理、あるいは人工島、施設及び構築物の設置及び利用、そのほかに海洋の科学的調査あるいは海洋環境の保護及び保全等々に限定をされているところでございまして、このため、我が国の排他的経済水域で発見をいたしました外国船舶に対しまして、麻薬密輸あるいは工作員の密入出国の疑いがある場合でありまして、現行法で取締りをするにはできないものと考えております。

○山口那津男君 今おっしゃられたような、排他的経済水域の性質からすると、今後その点について新たな、新規立法で法整備を行うということも国際法上からは妥当ではないように伺ったわけでありましたが、そのように理解してよろしいですか。

○政府参考人（須之内康幸君） お答えいたします。

新たに取締りのための国内法を整備することにつきましても、先ほど御答弁いたしました

ように、EEZにつきます沿岸国の権利、権限等に照らしまして困難と考えるところでありますが、なお検証してまいりたいと考えております。

○山口那津男君 排他的経済水域においていわゆる危害射撃、つまり人に危害を与えても許されるという危害射撃、これは昨年臨時国会で領海の中において認める法律を作ったところでもあります。

しかし、この排他的経済水域においては、先ほどおっしゃられた保護法益とのバランス上、このいわゆる危害射撃を認めるという法律を作ることはいささか困難であろうと私は考えるわけですが、この点についての御見解はいかがですか。

○政府参考人(須之内康幸君) 先生ただいま御指摘のように、排他的経済水域で発見をいたしました不審船に対しまして、正当防衛による場合以外の場合でも危害射撃を許容するような法整備につきましては、先ほども御答弁いたしました。国連海洋法条約によります、沿岸国が排他的経済水域において有しております主権的権利及び管轄権が限定されております。そういう趣旨から、法益均衡に照らしまして極めて困難であろうと考えておりますが、なお検証してまいりたいと思っております。

○山口那津男君 今回の事件に対して、日本が先に武力を行使したと、つまり威嚇のための船体射撃を行ったことを日本が先制的に武力を行使したと、こういう非難をする声があるわけです。しかし、私は、国際社会に対してこの威嚇のための船体射撃も適法であったということきちんと言明する必要があると思うんですね。近日行われた日中間の外交官レベルでの話し合いの席でも、この旨を日本側から中国側によく説明をしたということが報道されております。私は、引き続き諸外国にこれをきちんと言明すべきであると、こう思います。

そして、日本側の射撃がこの不審船の沈没の原因ではないんだと、つまり日本側の射撃と沈没に因果関係はないんだということを、私はこれを証明していくことも大事なことはないかと思うんですね。この沈没した船の引揚げについては、積載品が何であったかとかどういった目的で来ていたかとか、その他犯罪の立証のための証拠収集という目的があるわけですが、このいわば日本側の射撃と沈没に因果関係がないということを証明する意味でも、私は引揚げをきちんとするべきであると、こう考えております。

もちろん、中国側の排他的経済水域と思われる場所での沈没ですから、中国の主権的権利については十分な配慮、尊重が必要だろうと思っておりますが、今後の方向について、まず外務大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(川口順子君) 今回の不審船事件における海上保安庁の巡視船の威嚇のための船体射撃は、委員がおっしゃられますように、関連の国際法と国内法令に照らして問題のない適切なものであったと考えます。その旨は、事件発生以来、周辺国を始め国際社会に明確に説明してきたところございまして、先ほど委員が御指摘になられた例も含め行っているわけですし、今後ともそれは行う必要があると思っております。